

各論点についての議論の振り返り

2022年10月

経済産業省知的財産政策室

論点 1

自然人に対する制裁の在り方

ご指摘事項まとめ（論点1）：自然人に対する制裁の在り方

<法定刑の引上げについて>

- 日本としても、国際的に各国と協調して、腐敗防止に取り組むという姿勢を示して、企業の国際競争力もしっかり確保するという観点から議論するのであれば、引上げの方向は可能ではないか。
- 他国の制度や日本国内のほかの経済刑法における罰則とのバランスを考えれば、OECDの勧告もあるということで、制裁強化の理屈はあるのではないか。
- 世界主義の場合は別だが、外国の法益を日本が保護することについては慎重であったので、国際商取引の競争秩序といったところに保護法益が求められてきたと考えられるが、腐敗防止という観点から少し変えていくべきなのかもしれない。

<営業秘密侵害罪との比較について>

- 他の経済犯罪との比較は必要な視点だが、慎重な検討が必要ではないか。営業秘密侵害罪については、知財保護の観点から罰則の引上げが行われており、財産犯的な性格が強く、単純な比較は難しい。
- 営業秘密侵害罪とは保護法益は異なる面があるので、営業秘密侵害罪との比較ではなく、当該外国の国民の利益を侵害するおそれがあるという、外国公務員贈賄罪固有の悪質性が再確認されたことが根拠になるのではないか。
- 営業秘密侵害罪並みの引上げは、企業からそれなりの理解が得られるのではないか。ただし、営業秘密侵害罪の海外重罰を当てはめるのは難しいと考えている。

ご指摘事項まとめ（論点1）：自然人に対する制裁の在り方

＜独禁法との比較について＞

- 営業秘密侵害罪の拘禁刑の長期が10年である一方、同じように公正競争を確保する目的の独禁法は5年というところで、バランスを欠いているのではないかと。
- 外国公務員贈賄は、当該外国の市場の経済取引をゆがめるという性質が非常に強い。日本人あるいは日本企業が、他国の市場機能を侵害するような影響力を行使するという点で、不競法において法定刑を見直すべき視点は存在しているのではないかと。
- 外国公務員贈賄は当該外国の行政をゆがめ、その結果として、人権や環境、行政サービスに悪影響を与える点で、独禁法と異なるのではないかと。
- 外国公務員贈賄罪の場合、海外のエージェントが介在することがあるとすると、日本企業の従業員だけが自自然人行為者とは限らないという点で、独禁法の罪と比べたこの罪の特殊性として考慮に値するのではないかと。

論点 2

法人に対する制裁の在り方

ご指摘事項まとめ（論点2）：法人に対する制裁の在り方

＜法定刑の引き上げについて＞

- 外国公務員を買収するような形で腐敗に手を染めて利益を上げる会社に、十分に罰則を科さないということになると、結局、日本企業同士の競争もゆがむ可能性が出てくるように思われる。
- 国際的なバランスという意味では、引き上げていくこともあり得るのではないか。
- 今回勧告が出たという状況を踏まえると、罰金額の上限の引上げを議論することはやむを得ない。

＜罰金スライド制について＞

- 何が不正の利益になるのか、不当な利得は何なのかということについて、必ずしも定義や評価が確定できておらず、実際にこの制度が入った場合に、運用が恣意的に行われるといった懸念がある。また、実際にどのような罰金が科されるか分からないし、抑止についても非常に不明なのではないか。
- 罰金スライド制の不正の利益の計算が難しいことは、導入しないことの強い根拠にならないのではないか。そもそも国際的な横並びや国内の他の処罰からして、罰金スライド制は、日本において、まだ一般的ではないといった理由から議論していくべきではないか。

＜その他＞

- 法定刑を上げるのであれば、減免制度などの制度的手当とパッケージで検討していただきたい。
- コンプライアンスの実施体制について刑罰そのものに規定するのは非常に難しいと思われるので、例えば、合意制度の運用の中でしっかり取り入れることが考えられる。
- 減免について、量刑である程度緩やかに、いろいろ評価ができやすいようにするということが考えられるのではないか。

論点 3

公訴時効の在り方

ご指摘事項まとめ（論点3）：公訴時効の在り方

<公訴時効の延長について>

- 懲役刑の長期が10年に引き上げられるのであれば、それに伴い、結果的に公訴時効期間が7年に延長されることによって勧告に対応するという方針に違和感はない。
- 日本企業の営業秘密が外国で侵害されたときに、外国での捜査が必要となることもあり得るところ、営業秘密侵害罪との整合性の観点で、外国公務員贈賄罪も10年に引き上げて、結果的に公訴時効期間が7年に延長されることには賛成。
- 刑事法制全体の整合性の観点から、外国公務員贈賄罪の懲役刑の長期を引き上げることなく、刑事訴訟法250条の例外として、公訴時効期間のみを延長することには反対。

<時効の停止手段について>

- 国外の要素を含む事案は他の法令にも存在するので、国外の捜査の困難性を理由に、外国公務員贈賄罪のみに公訴時効を停止する手段を導入するのは慎重であるべき。

<その他>

- 企業の内部統制の整備のインセンティブとなるような、企業側の無過失が認められるケースを例示する記載をガイドラインに盛り込んでいただきたい。

論点 4

法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方

ご指摘事項まとめ（論点4）：法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方

＜適用管轄の拡充のアプローチ・海外子会社について＞

- 海外市場における公平性を害するという外国公務員贈賄の特性を踏まえて、外国公務員贈賄罪の保護法益を再認識すると、必然的に世界主義的な要請が入ってくるので、その具体化として②のアプローチ※を検討する考え方が良いのではないかと。
- ②のアプローチでは海外子会社という概念は出てこないが、親会社の従業員による共謀があれば、海外子会社の従業員も処罰され得る。米国では、親会社が子会社へのコントロール（子会社の行為に対する認識（knowledge）や指示（direction）を含めて判断される）がある場合は、その子会社の行為の責任を負うとされており、これと事実上似たような話となり、②のアプローチで海外子会社に対する手当が抜けてしまうことはない。
- 従業員を雇っているのが海外子会社か、日本の親会社かというのは重要な違い。日本の親会社の従業員との共謀があれば、海外子会社の外国人従業員による贈賄行為でも親会社の法人責任を問うことができるので、今回日本法人の外国人従業員についてのみ処罰の対象を拡大し、海外子会社は対象外とするという整理に納得。
- （②のアプローチを前提として）稀なケースだが、外国で設立された外国会社が日本で事業活動を行っているが日本国内に事務所を設けていない場合がある。このような会社について、「日本国内に主たる事務所を有する法人」というところで読むのか。例えば、条文を「日本で事業を行うことを主たる目的とする会社」とするか検討が必要かもしれない。
- 日本国内に主たる事務所を有するかということと、日本国内において登記しているかということの両面でフォローすることは考えられる。

※不競法の営業秘密侵害罪の国外犯処罰を参考に、「●条の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において罪を犯した日本国民以外の者にも適用する」といった規定を創設し、法人に対する適用管轄を拡大

ご指摘事項まとめ（論点4）：法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方

（続き）

- 海外子会社の従業員には親会社の指揮命令が及ばないこともあるところ、海外子会社の従業員が贈賄したとき、どのような場合に日本の親会社に責任が及ぶかということについて明確化が必要。
- 海外で贈賄があったとき、直ちに日本の本社が両罰規定で罰せられることがないよう、ガイドラインで考え方を整理いただきたい。

<世界主義との関係について>

- 世界主義を取るハイジャック防止法は、海外と関連する犯罪という観点で外国公務員贈賄と非常に近いので参考になる。
- 外国公務員贈賄罪の処罰というのは各国が協調して外国公務員贈賄を取り締まろうという観点から設けられているので、ある意味世界主義的な要素があるのは確かだが、言葉の問題で、日本と関係がなくても処罰することを一般に「世界主義」と呼ぶとすると、日本と全く関係の無い外国公務員贈賄行為まで今回処罰しようということではないという意味では、世界主義ではない。

<日本法人の従業員の国籍について>

- 日本法人の従業員が海外で行った贈賄行為の違法性が、従業員の国籍で区別されるのはむしろ不合理である。
- 法人処罰の根拠が過失推定説だとすると、日本法人の外国人従業員が海外で贈賄を行った場合も国内犯と解する余地があるという考え方もある。

參考資料

自然人に対する制裁の在り方～背景～

<現行制度> 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金（併科可）

不正競争防止法

第二十一条

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは**五百万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。

七 第十六条、第十七条又は**第十八条第一項の規定に違反した者**

<OECD贈賄作業部会の問題意識>

- 実際の事案における罰金額が他国と比べて低額に留まっている。
- 不競法上、営業秘密侵害罪に対して外国公務員贈賄罪より高い制裁が科される。
- 懲役刑と罰金刑が併科されたケースがない。
- いずれの事案も懲役刑が執行猶予付となっている。
- 日本の法定刑（罰金額）は、条約3条で求める「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある」刑罰となっていない。

[第4期対日審査報告書 P36-P38]

勧告 1 2 (a):

12. 制裁及び没収について、W G Bは日本に対して以下を勧告する。


a. 外国公務員贈賄で有罪となった**自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。**

当該勧告を契機に、他の経済犯罪・諸外国の外国公務員贈賄罪の法定刑との比較等を踏まえ、**法定刑の引き上げを含めた制裁の在り方**について検討する。

自然人に対する法定刑について～他国制度～

- 他国の罰金額の上限額は、日本の罰金額の上限額より高い国が多い※。
- 他国の拘禁刑の上限も、日本よりも長い国が多い※。

※ 第4期審査までが終了した**18か国**（日本を除く）について、各国の審査報告書を基に比較
 罰金額の上限額が日本よりも高い国が**16か国**：罰金額に上限なしが3か国、2,000万円以上が9か国、500万円超2,000万円未満が4か国
 拘禁刑の上限が日本よりも長い国が**12か国**：10年以上が8か国、5年超10年未満が4か国

	日本	アメリカ※1	イギリス※2	ドイツ※3	韓国※4	オーストラリア※5	フランス※6
							
法律	不正競争防止法	海外腐敗行為防止法 (FCPA)、刑法	贈収賄防止法 (UKBA)	刑法	国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法 (FBPA)	刑法典 (CCA1995)	刑法
自然人 罰金額	500万円以下	<u>25万ドル</u> 以下 (25万ドル=約3,300万円)	<u>上限なし</u>	(i) <u>1,080万ユーロ</u> 以下 (ii) <u>1,080万ユーロ</u> 以下 (iii) 罰金なし (1,080万ユーロ=約15.2億円)	<u>5,000万ウォン</u> 以下 (5,000万ウォン=約550万円)	<u>210万豪ドル</u> 以下 (210万豪ドル=約2億円)	<u>100万ユーロ</u> 以下 (100万ユーロ=約1.4億円)
スライド制	—	<u>違反によって得た不正な利益又は損失の2倍</u> 以下	—	—	得られた金銭的利益が1,000万ウォンを超える場合、 <u>その利益の額</u> （金銭的利益が贈賄額より少ないか計算できない場合は <u>贈賄額</u> ）の <u>2～5倍</u> (1,000万ウォン=約110万円)	—	<u>犯罪収益の2倍</u> 以下
拘禁刑	5年以下	5年以下	<u>10年</u> 以下	(i) 2年以下 (ii) 3月以上5年以下 (iii) <u>1年以上10年</u> 以下	5年以下	<u>10年</u> 以下	<u>10年</u> 以下

※1 A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Actを基に作成

※2 第3期対英審査報告書を基に作成

※3 第4期対独審査報告書を基に作成、(i)「深刻でない」(“less serious”) 事案、(ii)「深刻な」(“serious”) 事案、(iii)「特に深刻な」(“especially serious”) 事案

※4 第4期対韓審査報告書及び第4期フォローアップ審査報告書を基に作成

※5 第4期対豪審査報告書を基に作成

※6 第4期対仏審査報告書を基に作成

なお、133円/米ドル、141円/ユーロ、0.11円/ウォン、95円/豪ドルとして換算

自然人に対する法定刑について～他の経済犯罪～

- 営業秘密侵害罪や金商法、外為法等と比較すると、罰金額の上限額は低い。
- また、拘禁刑の上限は、他の経済犯罪では10年以下のものが多い。

	不正競争防止法	刑法	独占 禁止法	会社法			金融商品取引法		外為法	所得税法 法人税法	特許法	
犯罪行為	外国公務員 贈賄・その他、 営業秘密侵害以外の不 競法違反	営業秘密 侵害	贈賄	私的独占又 は不当な取 引制限	取締役等の特 別背任	取締役 等の贈 収賄	株主の 権利の 行使に 関する 利益供 与	有価証券 報告書等 の虚偽記 載	財産上の利益 を得る目的で、 相場操作等の 行為を行い、 変動または固 定させた相場 による有価証 券等の取引	輸出許可取得義 務違反	脱税 (申告納税)	特許権 侵害
罰金額	500万 円以下	<u>2,000万</u> 円以下 (海外重罰) 3,000万 円以下	250 万 円以下	500万 円以下	<u>1,000万</u> 円以下	収賄 500 万 円以下 贈賄 300 万 円以下	300 万 円以下	<u>1,000</u> <u>万</u> 円以下	<u>3,000</u> <u>万</u> 円以下	(最高) <u>3,000万</u> 円以下 (スライド制) 違反行為の目的 物の価格の5倍 が上記上限を超 えている場合、 <u>目 的物の価格の5 倍以下</u>	(最高) <u>1,000万</u> 円以下 (スライド制) 情状により、 1,000万円を超 えその <u>免れた所得 税の額又は還付 を受けた所得税 の額</u> に相当する 金額以下(法人 税も同様)	<u>1,000</u> <u>万</u> 円以下
拘禁刑	5年 以下	<u>10年</u> 以下	3年 以下	5年 以下	<u>10年</u> 以下	収賄 5年 以下 贈賄 3年 以下	3年 以下	<u>10年</u> 以下	<u>10年</u> 以下	(最長) <u>10年</u> 以下	(最長) <u>10年</u> 以下	<u>10年</u> 以下

自然人に対する制裁の在り方について～論点～

- 「外国公務員贈賄防止に関する研究会」では、自然人に対する財産的制裁の引上げについて、以下のような慎重意見があった。
 - ✓ 自国公務員に対する贈賄罪と比較した場合現状の法定刑でも十分ではないか。
 - ✓ 法定刑の上限額を引き上げても直ちに実際の事案での罰金額が引き上げられることにはならないではないか。
 - ✓ 自然人は個人の利得のためではなく、企業の利益のために贈賄行為を行うことが想定されるところ、自然人に過大な刑罰を科すことが抑止力につながるとは考えにくい。
- 確かに、外国公務員贈賄罪の自然人に対する制裁は、「自国の公務員に対する贈賄に適用されるものと同等のものとする」との観点からは、現行制度でも条約の履行義務は果たしていると言えるが、一方で、第4期対日審査報告書が指摘するように、
 - ① 現行の制裁（罰金額の上限額）は、諸外国における制裁よりも低い状況にあり、条約が、国際的な商活動における公正な競争の確保を図ることをその目的としており、締約国間においてとられる措置の間の同等性を達成することを目的としている点に鑑みれば、条約加盟国として、我が国の制裁も、諸外国に比較して同等レベルのものとすることが求められること。
 - ② また、国内の他の経済犯罪も、近年、相次いで罰則の引上げを図っており、これらとの比較で、外国公務員贈賄罪の制裁は、必ずしも高いレベルにあるとは言い難いこと。から、今次勧告を踏まえ、罰金額や懲役刑を営業秘密侵害罪など他の経済犯罪と比較しながら、諸外国と比較しても「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある制裁」と言い得るよう、遜色ないレベルに引き上げる方向で検討してはどうか。

法人に対する制裁の在り方～背景～

<現行制度> 3億円以下の罰金

不正競争防止法

第二十二條 (1) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、**その法人に対して当該各号に定める罰金刑**を、その人に対して各本条の罰金刑を**科する**。

三 前条第二項 **三億円以下の罰金刑**

<OECD贈賄作業部会の問題意識>

- 法人に対する罰金額（の上限額）は、**①日本の他の経済犯罪（例えば営業秘密侵害罪）に対する刑事罰と比べても、また、②他国の罰金額と比べても、低額にとどまっている。**
- 訪日審査の過程で民間の参加者より以下のコメントが得られた。
 - ✓ 独禁法や証券取引法等と比べて罰金額が低額。これが企業が腐敗防止対策を真摯に実施しないことの1つの理由となっている。
 - ✓ 米国FCPAやUKBAと比べて罰金額が低額であることから、企業は、国内法よりも他国の法令を意識している。（但し、レピュテーションリスクを鑑みれば現状の罰金額で十分との指摘もある。）

[第4期対日審査報告書 P75-P76]

勧告15(a):

15. 法人への制裁について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

a. 大規模な汚職事案においても、課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、**法定刑の上限を引き上げること**、又は**贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科することができる他の根拠を提供すること**。

当該勧告を契機に、他の経済犯罪・諸外国の外国公務員贈賄罪の法定刑との比較等を踏まえ、**法定刑の引上げを含めた制裁の在り方**を検討する。

法人に対する法定刑について～他国制度～

- 他国では、得られた利益等に応じて罰金額の上限を変更する**罰金スライド制**を導入している※。
- **罰金スライド制を導入していない国の罰金額の上限**は日本の罰金額の上限よりも**高い**※。

※ 第4期審査までが終了した**18か国**（日本を除く）における法人に対する法定刑について、各国の審査報告書によると
 ・罰金スライド制を導入している国が**8か国**
 ・罰金スライド制を導入していない国**10か国**のうち、罰金額の上限が日本よりも高い国が**8か国**（上限なしが3か国、3億円超が5か国）

	日本	アメリカ※1	イギリス※2	ドイツ※3	韓国※4	オーストラリア※5	フランス※6
法律	不正競争防止法	海外腐敗行為防止法 (FCPA)、刑法	贈収賄防止法 (UKBA)	秩序違反法	国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法 (FBPA)	刑法典 (CCA1995)	刑法
罰金額・過料	3億円以下	200万ドル以下 (200万ドル=約2億6,600万円)	上限なし	故意である場合 1,000万ユーロ 以下 (1,000万ユーロ=約14.1億円) なお、過失の場合、500万ユーロ以下(過料)	10億ウォン以下 (10億ウォン=約1.1億円)	2,100万豪ドル 以下 (2,100万豪ドル=約20億円)	500万ユーロ 以下 (500万ユーロ=約7億500万円) なお、再犯の場合、1000万ユーロ以下
スライド制	—	違反によって生じた不正な利益又は損失の2倍 以下	—	—	得られた金銭的利益が5億ウォンを超える場合、 その利益の額 （金銭的利益が贈賄額より少ないか計算できない場合は 贈賄額 ）の 2～5倍 (5億ウォン=約5,500万円)	法人およびその関連法人が直接的または間接的に得た利益 のうち、犯罪を構成する行為に合理的に起因するものの価値を裁判所が判断できる場合、 その利益の価値の3倍 以下 裁判所が価値を判断できない場合、 法人の年間売上高の10% 以下	犯罪収益の10倍 以下

なお、133円/米ドル、141円/ユーロ、0.11円/ウォン、95円/豪ドルとして換算

※1 A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Actと18 U.S. Code § 3571を基に作成

※2 第3期対英審査報告書を基に作成

※3 第4期対独審査報告書を基に作成

※4 第4期対韓審査報告書及び第4期フォローアップ審査報告書を基に作成

※5 第4期対豪審査報告書を基に作成

※6 第4期対仏審査報告書を基に作成

法人に対する法定刑について～他の経済犯罪～

- 法人処罰を有する他の経済犯罪の規定と比して、罰金額の上限額は低い。
- 外為法では、法人重科とスライド制を選択的に使用し、抑止効果を抜本的に強化※。

	不正競争防止法	刑法	独占禁止法	会社法			金融商品取引法		外為法	所得税法 法人税法	特許法
犯罪行為	外国公務員贈賄・その他、営業秘密侵害以外の不競法違反	贈賄	私的独占又は不当な取引制限	取締役等の特別背任	取締役等の贈収賄	株主の権利の行使に関する利益供与	有価証券報告書等の虚偽記載	財産上の利益を得る目的で、相場操作等の行為を行い、変動または安定させた相場による有価証券等の取引	輸出許可取得義務違反	脱税 (申告納税)	特許権侵害
罰金額	3億 円以下	—	5億 円以下	—	—	—	7億 円以下	7億 円以下	(最高) 10億 円以下	(最高) 1,000万 円以下	3億 円以下
スライド制	—	—	—	—	—	—	—	—	違反行為の目的物の価格の5倍が上記上限を超えている場合、 目的物の価格の5倍 以下	情状により、1,000万円を超え その免れた所得税の額又は還付を受けた所得税の額に相当する金額 以下（法人税も同様）	—

※第4回 産業構造審議会 通商・貿易分科会（2017年7月7日）資料4には以下の記載がある。

「法人重科（法人：最大10億円、個人：最大3000万円）とスライド規定（価格の5倍）を選択的に使用することで、貨物の違法輸出・技術の違法取引への抑止効果を抜本的に強化。」

URL: https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/004.html

法人に対する制裁の在り方について～論点：罰金額の引き上げ～

- 「外国公務員贈賄防止に関する研究会」では、法人に対する財産的制裁の引上げについて、以下のような慎重意見があった。（※なお、法人の制裁に関しては、他法令との比較で3億円が果たして十分な制裁かについては検討の余地あり、とのコメントもあり。）
 - ✓ 贈賄は競争違反と同じで重大なものとの認識。**入札資格のはく奪等、万が一違反を行った場合のビジネスへの影響は大きく、現状でも十分に抑止力がある。**
 - ✓ 3億円という法定刑の上限は、中小企業からすると十分に高い。
 - ✓ 法人に関しては、**法定額の多寡ではなく、レピュテーションの問題**。近年、ESG、SDGsで企業の動向が市場からも注目されている中、贈賄事件を起こすと投資家のネガティブな反応が予想される。
- 確かに、現行の法人に対する制裁でも、企業側に対する抑止としては十分との見解はある一方で、第4期対日審査報告書が指摘するように（自然人の罰則と同様に）、
 - ① 現行の制裁（罰金額の上限額）は、諸外国における制裁よりも低い状況にあり、条約が、**国際的な商活動における公正な競争の確保を図ることをその目的としており、締約国間においてとられる措置の間の同等性を達成することを目的としている**点に鑑みれば、条約加盟国として、我が国の制裁も、**諸外国に比較して同等レベルのものとすることが求められる**こと。
 - ② また、国内の他の経済犯罪も、近年、相次いで罰則の引上げを図っており、これらとの比較で、**外国公務員贈賄罪の制裁は、必ずしも高いレベルにあるとは言い難い**こと。から、今次勧告を踏まえ、**罰金額を営業秘密侵害罪など他の経済犯罪と比較しながら、諸外国と比較しても「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある制裁」と言い得るよう、遜色ないレベルに引き上げる方向で検討してはどうか。**

公訴時効の在り方について～背景～

＜現行制度＞ 自然人・法人ともに公訴時効期間は5年

不正競争防止法

第二十一条 2 次の各号のいずれかに該当する者は、**五年以下の懲役**若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

七 第十六条、第十七条又は**第十八条第一項**の規定に違反した者

第二十二條 3 第一項の規定により前条（略）第二項（略）の違反行為につき**法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。**

刑事訴訟法 第二百五十条 第二項

時効は、…（省略）、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

四 **長期十五年未満の懲役**又は禁錮に当たる罪については**七年**

五 **長期十年未満の懲役**又は禁錮に当たる罪については**五年**

六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年

＜OECD贈賄作業部会の問題意識＞

- 外国公務員贈賄罪に関する公訴時効期間は5年となっているところ、被疑者が、国外にいる場合には時効の進行が停止されるが、**捜査の開始や捜査共助要請の発出によっては時効の進行は停止しない。**
- **他の経済犯罪（有価証券報告書等の虚偽記載、横領罪、法人税法違反等）に関する時効期間は、7年のものがあること。**
- 第3期以降、10件の外国公務員贈賄事案で、時効の制約によって捜査・訴追が妨げになったことが明らかになっている。6件は捜査開始がなされない状態で時効が完成したケースだが、**残る4件は捜査に着手していたにもかかわらず時効が完成したもの。**
- 法執行機関にとって正式の捜査開始の遅れ（例えばMLA（捜査共助）の要請をしたにもかかわらず相手国側で捜査が開始されない等）等も考えられるところ、**時効の延長・あるいは捜査の間、公訴時効を停止するといった措置を検討すべきではないか。**
- 少なくとも1件の外国公務員贈賄事案で、**時効の完成により法人が起訴されなかった。**

[第4期対日審査報告書 P56-P57、P74]

勧告7(c):

7. 外国公務員贈賄の捜査及び訴追について、WG Bは日本に対して以下を勧告する。






c. 外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために**外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること。**

我が国の刑事法制との整合性や自然人に対する制裁の在り方の検討を踏まえつつ、**どのような解決策が考え得るかについて検討する。**

公訴時効期間について～他国制度～

- 日本と比較して、自然人及び法人に係る公訴時効期間が長い国が存在する※。
- 日本において、自然人に係る公訴時効と連動して、法人に係る公訴時効は停止しない。

※ 第4期審査までが終了した**18か国**（日本を除く）における公訴時効期間について、各国の審査報告書によると
 公訴時効期間（自然人）が日本よりも長い国が**15か国**：制限なしが2か国、7年超が11か国、5年超7年以下が2か国
 公訴時効期間（法人）が日本よりも長い国が**6か国**（※不明な国が9か国）：制限なしが3か国、7年超が2か国、5年超7年以下が1か国

		日本 	アメリカ※1 	イギリス※2 	ドイツ※3 	韓国※4 
自然人	拘禁刑	5年以下	5年以下	10年以下	(最長) 1年以上 10年以下	5年以下
	時効期間	5年	5年 (贈賄禁止条項違反の場合)	無制限	5年	7 年
法人	時効期間	5年	5年 (贈賄禁止条項違反の場合)	無制限	5年	7 年
時効の中断／停止		<p>● 自然人 【停止】 ・公訴の提起による停止 ・犯人が国外にいる又は逃げ隠れている場合、その期間は停止</p> <p>● 法人 自然人に係る時効の停止に連動して停止する規定なし</p>	<p>● 自然人・法人 【停止】外国の証拠を得るために3年を超えない範囲で、政府は裁判所に時効の停止命令を求めることができる。</p> <p>DOJに協力する企業・個人が時効延長合意 (tolling agreement) を締結することができる。</p>	—	<p>● 自然人・法人 中断や停止により、10年まで延長可</p> <p>【中断】被疑者の取調べ、裁判官による搜索命令、押収命令、勾留命令等、公訴の提起、公判の開始等</p> <p>【停止】公判手続が停止されている場合など、法律上、訴追を開始・続行することができない期間、進行が停止</p>	<p>● 自然人 【停止】 ・公訴の提起による停止 ・犯人が刑罰を免れる目的で国外に滞在している間は停止</p> <p>● 法人 自然人に係る時効の停止に連動して停止する規定なし</p>

※1 A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Act及び第4期対米審査報告書を基に作成

※2 THE BRIBERY ACT 2010 Guidance及び「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について ～当面の検討結果の取りまとめ～」(法務省、平成21年3月31日)を基に作成

※3 第3期・第4期対独審査報告書及び「凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方について ～当面の検討結果の取りまとめ～」(法務省、平成21年3月31日)を基に作成

※4 第4期対韓審査報告書及びフォローアップ審査報告書、国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法(2021.10改正、2022.1施行)及び刑事訴訟法を基に作成

公訴時効期間について～他の経済犯罪～

- 外国公務員贈賄罪の懲役刑の長期は5年（すなわち時効期間が5年）であるのに対し、他の経済犯罪では、懲役刑の長期が10年（すなわち時効期間が7年）であるものがある。

刑事訴訟法 第二百五十条 第二項

時効は、…（省略）、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については**七年**

五 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については**五年**

仮に、論点1の懲役刑の長期が**10年以下**に引き上げられると、結果として、自然人・法人の時効期間は**7年**になる。

	不競法	刑法	独占禁止法	会社法	金融商品取引法	外為法	所得税法 法人税法								
犯罪行為	外国公務員贈賄を含む、営業秘密侵害以外の不競法違反	営業秘密侵害	贈賄	詐欺	背任	横領	私的独占又は不当な取引制限	取締役等の特別背任	取締役等の贈収賄	株主の権利の行使に関する利益供与	有価証券報告書等の虚偽記載	相場操作等の行為を行い、変動または安定させた相場による有価証券等の取引	輸出許可取得義務違反	脱税（申告納税）	
拘禁刑の長期	5年	10年	3年	10年	5年	5年	5年	10年	収賄: 5年 贈賄: 3年	3年	10年	10年	(最長) 10年	(最長) 10年	
公訴時効期間	自然人	5年	7年	3年	7年	5年	5年	5年	7年	収賄: 5年 贈賄: 3年	3年	7年	7年	7年	7年
	法人	5年	7年	—	—	—	—	5年	—	—	—	7年	7年	7年	7年

公訴時効期間の在り方について～論点～

- 「外国公務員贈賄に関する研究会」では、公訴時効期間の延長について、以下のような慎重意見があった。
 - ✓ 公訴時効期間を延長することを目的として外国公務員贈賄罪の懲役刑の上限の引上げを行うのは適切ではないのでは。
 - ✓ 「捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること」については、法人両罰規定を置く法令等、他の多くの法令に影響する話であり、不競法単体で結論を得ることは困難。
- 他方、
 - ① 第4期対日審査報告書では、(1) 外国公務員贈賄事案で、時効の制約によって捜査・訴追が妨げられ、捜査に着手していたにもかかわらず時効が完成した事案があったこと、(2) 時効の完成により法人が起訴されなかった事案があったこと、(3) 国内の他の経済犯罪について、時効期間が7年であるものが存在すること、を指摘していること
 - ② また、条約が、国際的な商活動における公正な競争の確保を図ることをその目的としており、締約国間においてとられる措置の間の同等性を達成することを目的としている点に鑑みれば、条約加盟国として、我が国の公訴時効期間も、諸外国と比較して同等レベルのものとすることが求められることから、下記の今次勧告を踏まえ、論点1で議論したように、懲役刑を営業秘密侵害罪など他の経済犯罪と比較しながら、諸外国と比較しても「効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある制裁」と言い得るよう、遜色ないレベルに引き上げる（結果として公訴時効期間が延長され得る）方向で検討してはどうか。

勧告7(c):

7. 外国公務員贈賄の捜査及び訴追について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

c. 外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効を停止する手段を導入すること。

法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方～背景～

<第4期対日審査>

<OECD贈賄作業部会の問題意識>

- 第3期審査において、法人が外国公務員贈賄罪の国籍に基づく管轄に関する規定の適用を受けるかどうかをフォローアップすることを決定したところ、作業部会は、日本がこの勧告を部分的にしか実施していないことを明らかにした。
- 日本は、日本国外で日本人ではない従業員やエージェントにより行われた贈賄に対し、日本企業を起訴する管轄権を有していない。
- 贈賄がすべて海外で行われた場合、少なくとも1人の参加者が日本人である場合にのみ、法人に対する管轄権が確立されることを懸念しており、これは、日本の条約実施における大きな抜け穴である。

[第4期対日審査報告書 P73-P74]

<勧告（仮訳）>

14. 法人の法的責任について、WG Bは日本に対して以下を勧告する。

b. 海外で活動する日本企業による賄賂が日本人以外の従業員によって支払われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対する国籍に基づく管轄権を有することを確保するため、日本が早急に法制を見直すこと。[条約4条2項、2009年勧告 II, III.ii, V]

<参考：勧告原文>

14. Regarding corporate liability, the Working Group recommend that Japan:

b. Urgently review its legislation to ensure that Japan has nationality jurisdiction over foreign bribery offences including when bribes by Japanese companies operating abroad are paid by non-Japanese employees. [Article 4(2) of the Convention and 2009 Recommendation II, III.ii. and V.]

当該勧告を契機に、我が国の刑事法制との整合性を踏まえつつ、法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方について検討する。

法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方～論点～

- 「外国公務員贈賄防止に関する研究会」では、外国人従業員に対する管轄権について、以下のような慎重意見があった。
 - ✓ 外国公務員贈賄が問題となる案件で、およそ日本人が関わらない事案というのは想定しがたく、管轄権を拡充する必要性は認められないのではないかと。拡充するとしても、無条件で全ての人の国外犯処罰をするのではなく、日本企業の従業員に限ることが前提となるのではないかと。
 - ✓ 保護主義による拡充については、日本の利益が害されるということでもなく、日本に危害がないことから、難しいのではないかと。
 - ✓ 世界主義（条約による国外犯処罰）による拡充については、OECD条約第4条では、「国内犯処罰」及び「自国民による国外犯処罰」を求めるにとどまっており、その拡充には条約の改正がなければ難しいのではないかと。
- 確かに、現行法でも、日本人従業員との間や日本人でなくても日本国内に所在する従業員と海外の外国人従業員との間で共謀関係が認められれば、両罰規定により当該法人を処罰し得るものの、
 - ① 第4期対日審査報告書では、**贈賄がすべて海外で行われた場合、少なくとも1人の参加者が日本人又は日本国内に所在する者である場合にのみ、法人に対する管轄権が確立されることが、日本の条約実施における大きな抜け穴である旨が指摘されていること**
 - ② 我が国のその他の犯罪においても、**国籍によらず国外犯を処罰する規律が設けられていること**から、下記の今次勧告を踏まえ、**日本法人の外国人従業員が海外で単独で贈賄した場合においても日本法人に対する適用管轄を確立するようなアプローチを検討してはどうか。**

14. **法人の法的責任**について、WG Bは日本に対して以下を勧告する。

b. **海外で活動する日本企業による賄賂が日本人以外の従業員によって支払われた場合を含め**、日本が外国公務員贈賄罪に対する**国籍に基づく管轄権**を有することを確保するため、日本が早急に法制を見直すこと。[条約4条2項、2009年勧告II, III.ii, V]

法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方～アプローチ～

- 両罰規定を前提とした場合には、外国人従業員の単独犯を処罰し得る規律を創設し、法人に対する適用管轄を拡大する方法が考えられるが、例えば、以下の①、②のアプローチを採用可能か。
 - ① **世界主義や保護主義を新たに導入して外国公務員贈賄罪の場所的適用範囲を拡充**し、法人に対する適用管轄を拡大
 - ② 不競法の営業秘密侵害罪の国外犯処罰を参考に、「**●条の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において罪を犯した日本国民以外の者にも適用する**」などといった規定を創設し、法人に対する適用管轄を拡大

① 世界主義や保護主義を理由に外国公務員贈賄罪の場所的適用範囲を拡充

不正競争防止法

第二十一条

8 第二項第七号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、**刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。**

刑法

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

第四条の二 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であって条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

② 日本で事業を行う者の従業者（外国人含む）を処罰する規律を新たに創設し、法人に対する管轄権を拡大

不正競争防止法

第二十一条

6 第一項各号（第九号を除く。）、第三項第一号若しくは第二号又は第四項（第一項第九号に係る部分を除く。）の罪は、**日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。**